

## 次期「北海道医療計画」に掲載する 医療機関名等の公表基準

区 分	医療機関等	公 表 基 準
1 が ん	①がん診療連携拠点病院等	○ 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付健発第0801第16号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院
	②北海道がん診療連携指定病院	○ 「北海道がん診療連携指定病院整備要綱」（平成29年3月31日付地保第5293号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した病院
	③小児がん拠点病院	○ 「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付健発0801第17号）により厚生労働大臣が指定した小児がん拠点病院
	④がんゲノム医療中核拠点病院等	○ 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」（令和5年8月1日付健発0801第18号）により厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院
2 脳 卒 中	①急性期医療を担う医療機関	○ 次の①～③が24時間対応可能である病院・診療所（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む） ①血液検査及び画像（CT・MRI、超音波検査等） ②開頭手術（脳動脈瘤クリッピング術、脳内血腫除去術、減圧開頭術等）、外科的血行再建術、かつ脳血管内手術 ③t-P Aによる血栓溶解療法
	②回復期医療を担う医療機関	○ 次の①②の両方を満たす病院・診療所 ①脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている ②脳卒中の回復期リハビリテーションの対応が可能
3 心筋梗塞等の心血管疾患	①急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関	○ 次の①～③が24時間対応可能であり（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）かつ、④または⑤を満たす病院・診療所 ①放射線等機器検査（心電図・冠動脈造影等） ②臨床検査（血清マーカー等） ③経皮的冠動脈形成術の治療 ④冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能 ⑤冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能

区 分	医療機関等	公 表 基 準
4 糖 尿 病	①医療機能を担う医療機関	<p>○ 北海道医療機能情報公表制度に基づく、医療機能情報の報告内容から、次の①から③の項目のいずれかに該当する医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①インスリン療法を行うことができること</li> <li>②糖尿病患者教育（食事療法・運動療法・自己血糖測定）を行うことができること</li> <li>③糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること</li> </ul> <p>〔眼科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術が実施できる</li> <li>イ 医療機能が異なる医療機関（診療科）と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる</li> </ul>
5 精神疾患	①各領域の地域精神科医療提供機能を担う医療機関	<p>○ 次の①～⑭の各領域の地域精神科医療提供機能を担う医療機関として、申出があった医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①統合失調症</li> <li>②うつ病・躁うつ病</li> <li>③認知症</li> <li>④児童・思春期精神疾患</li> <li>⑤発達障がい</li> <li>⑥依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）</li> <li>⑦外傷後ストレス障害（PTSD）</li> <li>⑧高次脳機能障がい</li> <li>⑨摂食障害</li> <li>⑩てんかん</li> <li>⑪精神科救急・身体合併症</li> <li>⑫自殺対策</li> <li>⑬災害精神医療</li> <li>⑭医療観察法における対象者への医療</li> </ul>
	②精神疾患の医療提供に係る設備等を有する医療機関	<p>○ 次の①～⑨の各設備等を有するとして、申出があった医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①精神病床を有する</li> <li>②精神科ショート・ケアを実施している</li> <li>③精神科デイ・ケアを実施している</li> <li>④精神科ナイト・ケアを実施している</li> <li>⑤精神科デイ・ナイトケアを実施している</li> <li>⑥精神疾患患者に対応する地域医療連携室を設置している</li> <li>⑦精神疾患患者に対するリワーク（復職支援）プログラムを実施している</li> <li>⑧精神科訪問看護を実施している</li> <li>⑨精神科作業療法を実施している</li> </ul>

区 分	医療機関等	公 表 基 準
	③各領域における拠点機能を担う医療機関	<p>○ 次の①～⑥の各領域の拠点機関等として指定等を受けている医療機関</p> <p>①認知症疾患医療センター（基幹型・地域型・連携型）</p> <p>②依存症専門医療機関（アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症）</p> <p>③依存症治療拠点機関</p> <p>④高次脳機能障害支援拠点医療機関</p> <p>⑤てんかん診療拠点機関</p> <p>⑥DPAT設置医療機関</p>
6 救急医療	①初期救急医療機関	○ 休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、在宅当番医制を実施する市町村（郡市医師会）並びに市町村が設置する休日夜間急患センター
	（休日夜間急患センター）	○ 休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、市町村が設置する医療機関
	②二次救急医療機関	○ 救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関
	④三次救急医療機関（救命救急センター）	○ 原則、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関として北海道知事が指定した病院
7 災害医療	①北海道災害拠点病院	○ 災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、北海道知事が災害拠点病院として指定した病院
	②北海道DMAT指定医療機関	○ 災害時に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行うために専門的な訓練を受けた北海道DMATとして北海道知事が指定した病院
8 新興感染症発生・まん延時における医療	①第一種感染症指定医療機関	○ 感染症法に基づき、北海道知事が一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として指定した医療機関
	②第二種感染症指定医療機関	○ 感染症法に基づき、北海道知事が二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として指定した医療機関
	③医療措置協定締結医療機関等	○ 新興感染症の発生・まん延時に感染症医療等の提供を行うことについて、北海道知事と医療措置協定を締結した医療機関等

区 分	医療機関等	公 表 基 準
9 へき地医療	①へき地医療拠点病院	○ 無医地区及び準無医地区を対象として、北海道へき地医療支援機構の指導・調整のもとに巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院として、北海道知事が指定した病院
	②へき地医療を支援する民間医療機関	○ へき地医療に関する社会医療法人の認定要件を満たす民間医療機関
	③へき地診療所	○ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島に設置する診療所 ○ 上記のほか、無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と北海道知事が判断する地区に設置した診療所
	④過疎地域等特定診療所	○ 特定診療（眼科、耳鼻いんこう科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該診療科の医療を確保することを目的として整備された診療所
10 周産期医療	①周産期母子医療センター	○ 高度な周産期医療を行う医療機関として北海道知事が指定又は認定した病院
	②産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関	—
	③助産師外来・院内助産所開設医療機関	—
11 小児医療 （小児救急）	①小児救急医療支援事業参加病院	○ 休日・夜間に入院を要する小児の重症救急患者に対応する救急医療機関として小児救急医療支援事業（病院群輪番制）に参加する病院
12 小児医療 （小児救急を除く）	①北海道小児地域医療センター・北海道小児地域支援病院	○ 小児医療の中核的な医療機関若しくは一般的な入院医療や小児の二次救急医療を担う医療機関として北海道知事が選定した医療機関
	②小児科又は小児外科を標ぼうする医療機関	—

区 分	医療機関等	公 表 基 準
13 在宅医療	①在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所	○ 診療報酬上の在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所
	②在宅療養後方支援病院	○ 診療報酬上の在宅療養後方支援病院
	③在宅療養支援歯科診療所	○ 診療報酬上の在宅療養支援歯科診療所
	④在宅患者調剤加算算定薬局	○ 診療報酬上の在宅患者調剤加算算定薬局
	⑤訪問看護ステーション	○ 指定居宅サービス事業所（訪問看護）※保険医療機関の「みなし指定事業所」を除く。
	⑥在宅医療において積極的役割を担う医療機関	○ 「北海道在宅医療推進支援医療機関設置要綱」（令和5年12月7日付け地医第1471号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した医療機関
	⑦在宅医療に必要な連携を担う拠点	(要綱等作成後、公表)
14 アレルギー疾患	①北海道アレルギー疾患医療拠点病院	<p>○ 「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知）を基本とするほか、次の各号に定める要件全てを満たす医療機関の中から、北海道知事が選定した医療機関。</p> <p>1 アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、全ての標榜科において、アレルギー疾患対応を行う医師が常勤していること。</p> <p>2 アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科のうち1つ以上の標榜科において、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医資格を有する医師が常勤しており、専門医の育成に関するノウハウが蓄積されているものと見込まれること。</p> <p>3 アレルギー疾患対応に関する道内の医療機関との連携を相当数行っており、今後の更なる医療機関同士の連携の強化、検査・治療等に関する情報の共有を図るための基盤が構築されているものと見込まれること。</p>

区 分	医療機関等	公 表 基 準
	②北海道アレルギー疾患地域協力病院	<p>○ 北海道アレルギー疾患医療拠点病院に準じて、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医育成のノウハウの蓄積や医療機関同士の連携基盤の構築が相応に見込まれる道内の大学病院及び次の各号に定める要件を1つ以上満たす主要な総合病院の中から、北海道知事が選定した医療機関。</p> <p>1 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第4条に基づく地域医療支援病院のうち、アレルギー疾患対応について相当数の医療機関と連携を行っている病院。</p> <p>2 標榜科を問わず、専門医資格を有する医師が1名以上常勤している医療機関</p>
15 外来医療	①紹介受診重点医療機関	○ 外来機能報告等の結果を踏まえ、地域医療構想調整会議において紹介受診重点医療機関に係る協議を行い、協議が整った医療機関